

平成18年度第3回 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会
議事概要

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|--|--------|-----|------|-----|--------------------|---|------|---|------|-----|-----------|-----|----|-----|--|
| 開催日及び場所 | 平成19年1月15日（月）合同庁舎2号館低層棟共用会議室5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委員 | 委員長 沖塩 莊一郎（東京理科大学名誉教授） 委員長代理 谷口 汎邦（東京工業大学名誉教授） 委員 神田 良（明治学院大学経済学部教授） 櫻井 敬子（学習院大学法学部教授） 諸田 敏朗（（財）住宅管理協会監事） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 抽出案件 | | (備考) | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">工事〔小計〕</td> <td style="text-align: center;">3 件</td> </tr> <tr> <td> 一般競争</td> <td style="text-align: center;">2 件</td> </tr> <tr> <td> 公募型及び工事 希望型指名競争</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 指名競争</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> <tr> <td> 随意契約</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> </tr> <tr> <td>コンサルタント業務</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">4 件</td> </tr> </table> | 工事〔小計〕 | 3 件 | 一般競争 | 2 件 | 公募型及び工事 希望型指名競争 | — | 指名競争 | — | 随意契約 | 1 件 | コンサルタント業務 | 1 件 | 合計 | 4 件 | |
| 工事〔小計〕 | 3 件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般競争 | 2 件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公募型及び工事 希望型指名競争 | — | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指名競争 | — | | | | | | | | | | | | | | | |
| 随意契約 | 1 件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| コンサルタント業務 | 1 件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 4 件 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 意見・質問 | 回 答 | | | | | | | | | | | | | | |
| 委員からの意見・質問、それに対する国土交通省の回答等 | 別紙のとおり | 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | | | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | なし | | | | | | | | | | | | | | | |

| 委員 | 国土交通省 |
|---|--|
| <p>1. 官庁営繕部工事及び建設コンサルタント業務等の発注状況について</p> <p>(意見なし)</p> <p>2. 指名停止等の運用状況について</p> <p>(意見なし)</p> <p>3. 抽出案件の審議</p> <p>①参議院新清水谷議員宿舍整備事業</p> <p>○PFI事業以外で、今回のような設計・施工一括発注は初めてであるか。</p> <p>○当該事業の入札参加資格要件はどのように決定したのか。</p> <p>○入札参加資格要件は事案毎にその都度、それらの委員会で決定しているのか。</p> <p>○入札参加資格要件における、「国が本事業において検討を委託した企業又はこれらと資本関係又は人的関係のある者でないこと。」の「人的関係」とは具体的にどのような状況を指しているのか。</p> <p>○設計企業の参加資格要件における、「主任担当技術者（建築）の手持業務は原則として3件以下である。」の「3件以下」としたのは何故か。</p> <p>○基礎点の合計点の1,000点は、どのように決定したのか。</p> <p>○本事業のように、設計・施工一括発注において設計と施工を行うことを予定する複数の企業グループを参加資格要件とする事業は他に事例はあるのか。</p> <p>○本事業の参加資格要件に関して、総合評価審査委員会で意見はでたか。</p> <p>○本事業における予算は誰が支出したのか。</p> | <p>●おそらく初めてである。</p> <p>●通常の設計者選定と工事発注における手続きと同様、設計者選定はコンサルタント選定委員会及び入札・契約手続運営委員会、工事は技術審査会及び入札・契約手続運営委員会において決定した。</p> <p>●そうである。</p> <p>●「人的関係」とは、一方の会社の役員が、他の会社の役員を現に兼ねている場合をいう。本事業では、事業スキームの検討を依頼した設計コンサルタント等の利益相反行為を防止するとともに、入札の公正性を確保するために、このような要件を課している。 なお、「資本関係又は人的関係のある者」の定義は、「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成16年3月30日付け国地契第89号）に定められている。</p> <p>●通常、主任担当技術者の手持業務が3件以下であれば適切な業務遂行が可能であると考えており、それに本事業も倣った。</p> <p>●細かな技術提案を評価するため、加算点を500点とし、基礎点を1,000点にすることで適切な技術評価をすることができると。</p> <p>●あまりないと思われる。今回の事業の特殊性を考慮してこのような参加資格要件にした。</p> <p>●総合評価審査委員会においては、専ら技術提案項目の評価方法について審議いただいたが、参加資格要件に関して特段異論はなかった。</p> <p>●参議院が予算を計上し、参議院から国土交通省が支出委任を受け、官庁営繕部が発注した。</p> |

- 部屋の規格やデザイン等の詳細な設計はどのように決めたのか。
- 総合評価の技術提案の加点数の配分には根拠があるのか。
- 技術評価において、「周辺地域との調和」や「議員宿舎に必要な機能の確保」等の定性的評価項目で高得点をとった応募グループが結果的に合計点が高くなっている。定量的評価項目はかなり客観的に評価できると思うが、定性的評価項目はどちらかという主観的評価であると思われる。技術的観点から今回の評価結果の意義をどう考えればよいのか。
- 採点における判断材料となるのは何か。
- 各委員に配分される点数は同じで、合計点の平均値をだしているのか。
- 加点評価にかなり差があるのは何故か。
- 技術提案書の作成には多大な労力を費すと思われるが、予定価格を上回ると技術評価でたとえ高得点をとっても落札できないことになるのか。
- 応募者に技術提案書の作成の労力を少なくするよう応募書類に制約条件等はあるのか。
- 本事業は応募者が10件と近年の公共事業にしては応募者が多い。PFI事業は近年応募者が少ないのが現状であるが、設計・施工一括発注方式は本事業においてかなり成功したと考えられる。今後も更に発展すべき発注方式として進めるべきではないかと思われるが、そのためには応募にあたっての負担が大きいと応募者が少なくなると思われる。
- 設計・監理のあり方等様々な課題は多いが、このような発注方式の事例を積み重ねていくべきと思われる。
- 公共事業発注において、現在は内部的手続きを外部化するにあたっての基準を充実させるプロセスの段階であると思われる。その際に、応募者側の自由度をある程度保証した上で、内部的手続きにあたって第三者の関与により公正な手続きをふむ仕組みを構築することが重要である。更に国民の税金を使うため「国民に愛される建造物」となるためには、パブリックコメント等を実施する等国民の意見も取り入れる必要があるのではと思われる。
- 部屋数や用途等の大まかな条件を参議院が示し、それを受け官庁営繕部が部屋の必要な機能や設備等を決める技術的肉付けをした。
- 点数の配分に関しては、総合評価審査委員会で委員に詳細な評価のポイントを提示した上で決めている。
- 採点は外部委員のみに行っていたが、定性的評価項目に関しては、建物のデザインや内部の使い勝手等を参考に各委員の考え方で評価していただいた。
- 技術提案書と応募者へのヒアリングである。
- そうである。
- 優・良・可の差がはっきりするよう、めりはりをつけて採点していただいた。
- そのとおりである。国の競争契約の場合、予定価格を超えた額での落札は会計法上認められていない。
- 枚数に関する条件はある。
- 設計・施工一括発注方式はPFI事業に比べ設計プロポーザルの要素が強く資金管理や維持管理等に関する負担が少ない。また、本事業は単体として取り組みやすい事業であり、新しい仕組みで業界も注目したため、応募者が多くなったのではないかと思われる。

②中央合同庁舎第1号館本館耐震改修（06）機械設備工事

○本事業のように応募者が少ない案件は頻繁にあるのか。

○入札者は、応募が1者のみであることはわかっているのか。

○応募者が少ないのは何か原因があるのか。

○工期等を考慮する等、より業者が応募しやすい条件を設定する努力をすべきではないか。

○本事業の有資格者は何社であったか。

○有資格者が11社あるにもかかわらず、そのうち応募は1社のみであったのはなぜか。

○一般競争入札において、応札者が少数の場合が近年多いが、このような事案の是非及び今後の入札方式について今後検討していただきたい。

③憲政記念館改修（06）建築その他工事

○本事業は、二度にわたり一般競争を行ったが、何れも応募者がおらず、更に、複数者による随意契約を行っても落札者が無かったため、競争性が無いものと判断されて、元施工者と特命随契を行っている。

複数者との随意契約の際に、元施工者が落札しなかったのは何故か。

④庁舎の建て替え等に係る多様な調達手法検討業務

○本業務の公示文を読むと、民間会社の参入は困難であると思われる。

○この公益法人との随意契約見直しは全省庁に共通することであるのか。

○特定の公益法人以外の相手方の有無を確認する公募を行った後に、公益法人と随意契約を行うという今回の手続きは、行政の説明責任を果たしていると思われる。

●改修工事は一般的に応募者が少ない。

●電子入札のため、応札者は知らない。

●改修工事は手間が多く大変で、また総合評価方式のため技術提案書の作成等の負担が大きいためではないかと思われる。

●工期等は、工事内容に応じて設定をしており、応募しやすい条件の想定は困難であった。

●11社である。

●指名競争入札であれば該当業者を指名をするが、一般競争入札では公告はするが業者に周知されていない可能性があると考えられる。また、総合評価落札方式は業者に負担感があるのではないか。今年度から本格的に総合評価落札方式が実施されており、状況を見つつ問題点を整理して改善策を検討しなければならないと考えている。

●随意契約の参加者が、複数者による見積合わせであることを承知していたためと思われる。

●確かに特定した公益法人以外の者が参入するにはハードルが高いことは事実である。しかし、もともと当該公益法人以外の者では出来ないという前提で随意契約をしてきたような業務なので、この程度の実績はないと業務の遂行は困難であると思われる。昨年の随意契約見直し計画により、公益法人との随意契約が見直しされ、公益法人以外の参加者の有無を確認する公募手続きを行うこととなったものである。

●そうである。

(再苦情処理について)

- ・今回は無かった旨、国土交通省より報告。